

上海駐在員日記(その6)

茨城県上海事務所
海野仁男

はじめに

2016年4月に赴任し、間もなく3年が過ぎようとしています。この3年間に変わったことはたくさんあります。今回は、個人的主観ですが、その中で印象深いもの、影響が大きいものを、ランキング形式でご紹介します。

第1位 シェアビジネス

シェアサイクルやそこから派生した様々なシェアビジネスは忘れる事が出来ません。シェアサイクルは、「Mobike」と「ofo」の2強が生き残ると思っていました。しかし、ofoの経営危機も伝えられ、Mobikeが残る雰囲気となっています。

中国では、公共交通機関の料金が安く、初乗りはバスが2元、地下鉄が3元です。これに対してMobikeの利用料金は30分1元と、安いとは言いがたい金額に設定されています。一世を風靡した感のあるシェアサイクルですが、先行投資が多いわりに、収益は上がりにくかったようです。

また、Mobikeは、ノーパンクタイヤで5年間メンテナンスフリーとPRしていましたが、実際には、タイヤが曲がったり、ハンドルが歪んだり、不良自転車の発生率が高く、盗難等の被害も想定を大きく上回りました。

2016年に上海市内で始まったシェアサイクルですが、かつては10社以上が乱立し、街中が自転車で溢れかえる時期もありました。しかし、投入台数の規制が進み、今では空き自転車を見つけることも難しくなり、今後、シェアサイクルが消えるのではとの懸念もあります。最近、Mobikeの名前がなくなるのではないかと報道もありま

した。シェアサイクルは、この3年間における「発展と衰退」を感じさせる最も典型的な例ではないでしょうか。

第2位 空の色

「中国の空はPM2.5による大気汚染が酷い」と言われていた3年前が嘘の様に空が綺麗になりました。AQI（空気の汚染指数）が明らかに改善されており、中国の大気汚染は改善しています。

私が赴任した2016年頃は、大気汚染が酷く、天気予報は晴れでも空気が霞み、上海市では年に数回しか青空を見られないと言われていました。家に引きこもり日光を浴びずにいるのは、健康上も良くないと言われますが、外に出ても太陽の光を浴びられない事が続いていたため、気持ちも滅入っていました。

転機は2016年9月に訪れました。上海の隣の杭州市で各国首脳による「G20サミット」が開催されたためです。数週間前から近隣工場の稼働をストップさせ、大幅な交通規制も敷かれた事で、開催期間中は会場から160km離れた上海でも青空が広がっていた事が非常に印象的でした。

閉幕後、直ぐに霞んだ空に戻ってしまいましたが、その後、政府が石炭燃料の使用を制限した事に加え、電気自動車（EV）への切り替えが進んだ事で状況も変わってきました。

2018年11月、広東省広州市の路線バスのEV化が1万336台に達したと報道されました。同市環境保護部門の概算では、同市の路線バスのEV化が1万台超となった場合、化石燃料タイ

プの車両を運用した場合と比べて、窒素酸化物（NO_x）の排出量を年1万9,400 t削減できるとしています（The Daily NNA 中国総合版）。総保有台数が約1万3千台なので、約80%がEV化された事になります。

統計的な数字は確認できませんが、上海市内でも、ここ1年位の間に路線バスの大半がEV化されたことで、排ガスの臭いが消え、日常的に青空がみえる等、空気がきれいになってきていることを実感できるようになりました。



■ 上海タワー(右)と青空

また、新年の訪れと共に一斉に爆竹が鳴らされ、もの凄い爆音と煙がまちを包む春節の風物詩も、上海市内中心部では2016年以降禁止となり、PM2.5の削減に効果があったとされています。

以前は帰国するたびに、「青い空っていいなぁ・・・」「空気が美味しい」等と感じていましたが、ここ1年くらいはそのようなこともなくなりました。それほど日本と上海の空気に違いがなくなったということなのでしょう。

第3位 上海ディズニーランド

2016年6月16日にオープンした「上海ディズニーランド」ですが、オープン当初よりも新しいエリアが拡張され、2018年6月からは「入場料値上げ」も実施されています。休日料金は大幅に引き上げられたため、安くて比較的空いている平日が薦めです。

	<1Day入園料金>	
	2018年6月6日以降	2018年6月5日まで
平日（月～金）	399元	370元
祝祭日（夏休み含む）	575元	499元
春節と国慶節（祝日のピーク）	665元	設定無し

上海ディズニーランドは、上海浦東空港から20km位の距離にあり、週末利用でも日本から十分遊びに行けます。

まだ時期は未定ですが、最近、さらに新たなエリア拡張が決定したとの報道もありました。海外のディズニーランドに興味のある方は、是非、遊びに来てみて下さい。

第4位 上海市禁煙条例施行

2017年3月1日に「上海市禁煙条例」が施行されました。これにより、上海市内のホテルやレストラン、駅、空港等の公共の建物内での禁煙が義務付けられました。

それまでの中国には分煙の文化がなく、周りが食事中でも喫煙者は食後の一服を楽しんでいる事が日常茶飯事でした。しかし、条例施行後は、食事中に不快な思いをする事もなくなり、オフィスビルも喫煙場所は野外に設置されました。

ところが実際は、出入口の脇に灰皿が置いてあるだけなので、ビルを出入りするたびに喫煙者の直ぐ脇を通り抜けなければいけない状況になっています。個人的には、今後改善して欲しいと願っています。

また、この条例は上海市のものなので、上海市以外では、今でも屋内で喫煙可能な地域も残っています。

第5位 交通マナーの改善

2016年4月当時の上海市内は、クラクションが鳴り響き、歩道の上では電動バイクが縦横無尽に走り回り、背後から音も無く迫ってきて轢かれそうになる等、恐ろしい毎日の連続でした。交差点の優先順位は、バス、車、電動バイク、自転車、歩行者と、常に大きいものが優先されるため、小さいものは自分より大きいものに道を譲っていました。横断歩道を渡っている時に、右折するバスが進入してこようものなら、歩行者は隅でバスが通過するのをただ見守るしかありませんでした。

しかし、この3年間に驚く程改善され、横断歩道を渡る歩行者がいれば、バスも車も停まって待ってくれる等、「歩行者優先」が守られるようになりました。

さらに、2017年3月から「車のクラクション禁止」が実施され、交通標識も設置されました。しかし、代わりにパッシングが多用されているため、不快に感じる日本人もいるかもしれません。

また、地方都市では、まだまだクラクションが鳴らされているところも残っています。



■「車のクラクション禁止」の交通標識

第6位 個人所得税の法改正

2018年8月31日、「第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議」において、「個人所得税法」の改正案が表決されました。2019年1月からの法改正ですが、税率と基礎控除だけは2018年10月分から先行して改正され、納税額が減少しました。

細かい計算方法等はいくつかのところで報道されているので、個人的に気になったところを抜粋して紹介します。

現行法では、11種類の所得を全て分離課税としていましたが、このうち給与、役務報酬、原稿

料、特許使用料の4項目の労働性所得を合算した上で、同一の累進税率を適用する総合課税となりました。

なお、給与所得の所得税率は下表の通りに変更されました。

税率は、3%～45%の7段階までと変更はありませんが、3%～25%の税率が適用される所得額を引き上げたことで、低・中所得層には大きな減税となり、減税総額は3,200億元に及ぶと見込まれています。

しかし、30%以上の税率が適用される所得層には変更がないため、高税率が適用されている外国人に大きな恩恵はなく、25%以下が適用される所得部分の減税の影響を享受できる程度です。

この減税で問題も発生しました。中国の一部の企業では、従業員との給与契約を手取り（税抜き）で契約しているケースがあり、その場合、減税の影響は企業側だけで、支給総額が変わっても手取り給与は変わりません。しかし、本来、今回の個人所得税法改正は、個人の所得を底上げして景気を刺激しようとの意図も含まれているため、手取り契約の場合には、契約額の見直し（減税相当額の増額）が必要になります。

また、外国人と中国人の基礎控除額が統一され、月3,500元だった中国人の基礎控除額は、本改正で月5,000元まで引き上げられました。これにより基礎控除額に満たない労働者の割合が増加し、都市部の納税者の割合は44%から15%程度にまで減少すると見られています。

等級	税金含む課税所得金額		摘要税率 (%)	速算控除額	
	改正前	改正後		改正前	改正後
1	1,500元以下	3,000元以下	3	0元	0元
2	1,500元超～ 4,500元以下	3,000元超～ 12,000元以下	10	105元	210元
3	4,500元超～ 9,000元以下	12,000元超～ 25,000元以下	20	555元	1,410元
4	9,000元超～ 35,000元以下	25,000元超～ 35,000元以下	25	1,005元	2,660元
5	35,000元超～ 55,000元以下	35,000元超～ 55,000元以下	30	2,755元	4,410元
6	55,000元超～ 80,000元以下	55,000元超～ 80,000元以下	35	5,505元	7,160元
7	80,000元超	80,000元超	45	13,505元	15,160元

(単位：元)

課税所得 (月額、基礎控除後)	納 税 額		
	変更前	変更後	増減
3,000	195	10	▲ 185
9,000	1,245	690	▲ 555
12,000	1,995	990	▲ 1,005
25,000	5,245	3,590	▲ 1,655
35,000	7,745	6,090	▲ 1,655
80,000	22,495	20,840	▲ 1,655

ちなみに、上海市の最低賃金は2,420元/月(2018年4月1日現在)で、平均給与は7,132元/月(約114,000円)です(上海市人事社会保障局発表による2017年実績)。基礎控除5,000元を控除すると、2,132元となり、税率3%で計算すると、約64元(約1,000円)の個人所得税が課税されます。最低賃金の人、基礎控除内のため税額はゼロになり、また更に、後述する追加控除項目に該当するものがあれば控除が増え、税金はどんどんゼロに近づいていくことになります。

外国人の場合は、これまで4,800元の基礎控除が適用されてきましたが、本改正において中国人と同じ月5,000元(年60,000元)に統一されました。また、これまでの三险一金(養老保険、医療保険、失業保険、住宅積立金)等の特別控除項目も維持しながら、更に子女教育費、継続教育費、高額医療費、住宅ローン利息や住宅賃料といった生活に密接に関連する支出が控除項目として新設されました。

これまで外国人は通達により、住宅手当、クリーニング手当、語学研修手当、子女教育手当が免税となっていました。上記の追加控除項目の中に子女教育費や住宅賃料といったこれまで外国人のみ免税だった項目が追加されることで、外国人の優遇措置や年1回賞与の計算方法が2021年末まで引き続き経過措置として残され、新制度との選択適用できることとなりました。

また、中国人の個人所得税申告については、これまでの基礎控除の他に各種の特別控除項目が規定され、雇用主である企業は源泉徴収義務者として、従業員からより広範な情報収集を行う必要が

生じました。

さらに、年間の累計で納税額を計算する考え方が導入されました。12ヵ月の累計で納税額を計算するため、控除等の条件が同じで、年収が同じであれば、納税額は同じになります。以前は、毎月申告納税して完了、年末調整もないため、月によって収入の増減が大きいと、年収は同じでも納税額が変わるという理不尽な事が起きていました。そのため、本改正は有意義であると感じています。基礎控除額の引き上げ、低税率の適用範囲となる課税所得額の拡大、追加控除項目の新設で、ほとんどの方に、減税効果が期待できる歓迎すべき内容となっています。

第7位 第一回中国国際輸入博覧会の開催

2018年11月5日から10日まで、上海で「中国国際輸入博覧会(CIIE)」が開催されました。CIIE事務局発表によると、成約見込み額は578億3,000万ドルです。

内訳は、ハイエンド・インテリジェント機器分野が最も多く、次いで食品・農産品、自動車となりました。なお、「一带一路」沿線国との成約見込み額は47億2,000万ドルです。

企業出展エリアには151カ国から3,617社が出展し、72カ国から3,600社を超えるバイヤーが来場しました。1,178社の出展企業と2,462社のバイヤーとが商談を行い、657件が成約または成約見込みとなりました。また、契約に向けて引き続き調査を続ける案件は601件と発表されています。

習近平国家主席の肝いりと言われるこの展示会では、入場パスとして顔認証システムが導入され、事前登録をした者しか入場できないというかなり



■ 第1回中国国際輸入博覧会場入口

厳しい規制がしかれました。そのため、日本からの出張者が入場できなかった等の課題もありました。批判的な意見も多かったようです。来年以降の改善に期待したいと思います。



■ 入場ゲートの顔認証システム

システム自体は、ゲートに近づくと、瞬時に顔を認識してモニターに映し出し、「○」の表示で通過出来るという仕組みで、既に市内の無人コンビニ等で、会計システムと連動実用する等して導入されています。

CIIEは2019年も11月5～10日に今回と同じ上海国家会展中心で、消費、設備、食品、健康、サービスの5大分野を中心に開催される予定です。出展募集は既に2018年7月1日から始まっています。締め切りが2019年4月末のため、出展を希望される方はお早めにお申込みください。

若干中途半端ではありますが、ランキングはここまでにし、次項からは変わっていないもののお話をしたいと思います。

春節について

「春節」は、旧正月のお休みの事です。毎年、旧暦の大晦日から1週間（7日間）が休暇になり、皆、故郷に帰って家族と過ごします。日本の様に、土日の影響で休日数が変わることは無く、必ず7連休になるように政府があらかじめ休日を定めています。土日も振替えて7連休を設定しているので、前後の土日が出勤になることもあります。残念ながら、土日と繋がって9連休になるというのは、中国ではありません。

さて、この春節ですが、毎年日にちが大きく変わります。1月下旬から2月下旬の間で変動するのですが、なぜ毎年変わるのか、その仕組みを調べてみました。

旧正月は、昔の暦「太陰暦」で計算されていました。現在の暦は「グレゴリオ暦」または「太陽暦」と呼ばれ、地球が太陽の周りを1年かけて回

ることに合わせ、1年を365日（プラス4年に一度の閏年の1日）としています。これに対して旧暦は、月の満ち欠けを基準として、新月から次の新月までの30日（正確には29.5日）を1カ月として数えていたのです。つまり1年が約354日でした。

「太陰暦」は、毎年、約10日ずつ早まっていくので、3年経たつと30日、丸々1カ月の誤差が生じてしまいます。そのため、この年に閏月を設け、1年を13カ月とする事で誤差を調整するのです。そこで、最近の春節の時期を調べてみました。

○2015年

2月18日～24日

（元旦にあたる日は2月19日）

○2016年

2月7日～13日

（同2月8日。前年より11日前へ移動）

○2017年

1月27日～2月2日

（同1月28日。前年より11日前へ移動）

○2018年

2月15日～21日

（同2月16日。前年より19日後へ移動。11日前へ移動したが、閏月が入り2月に戻った）

○2019年

2月4日～10日

（同2月5日。前年より11日前へ移動）

このように、1月下旬から2月下旬の間で移動しています。

中国以外にもこのような旧暦を基準として祝日を設けている国は、香港・台湾・韓国・北朝鮮・ベトナム・シンガポール・マレーシア・インドネシア・ブルネイ・モンゴルと10カ国にも上ります。勿論、休暇日数は国によって違います。

また、日本も明治6年までは旧暦を採用していました。年賀状で「新春」、「初春」といった言葉をよく使用しますが、「立春」が2月4日頃なので、ちょうどこの辺りが春の訪れを感じる時期というわけです。これは旧暦の名残の様です。

『メリークリスマス&ハッピーニューイヤー』



■ 正月の干支飾りの「猪」

というように、世界の多くの国でクリスマスと新年をセットでお祝する光景が見られますが、中国も同様にセットで祝うため、春節を迎えてからクリスマスツリーを仕舞うことが多いようです。

このため、中国駐在者がクリスマス、年末、

正月を日本で過ごして中国に戻ると、まだ、街の至る所でクリスマスツリーが飾られているという不思議な光景を目の当たりにします。この頃からお正月飾りも本格的に店先に並ぶようになります。

また、新年には毎年干支が話題になりますが、中国にも十二支があります。本来、ルーツは中国だと思いますが、日本と中国で大きく違う干支がひとつだけあります。2019年の干支「猪」です。日本では、「イノシシ」ですが、中国では「ブタ」を指します。当事務所には十二支がデザインされたお飾りがありますが、かわいいピンクの豚が描かれています。

もともと猪と豚は同じイノシシ科の動物で、猪を人間が家畜として飼うようになり、毛や牙が退化して豚になったと考えられています。確かに比べてみると、形は良く似ています。実際に、1万年前に中国（現在の桂林の近く）で豚が飼われていた遺跡が見つかっているようです。



■ 豫園のランタン祭り

変わらないATMの処理速度

赴任当初、ATMの処理速度は明らかに日本の倍以上かかっていました。この3年間、私が普段利用しているATMの処理時間の短縮化は進みませんでした。しかし、日本のようにATMに長蛇の列をなして並んでいる光景は、一度も見かけたことはありません。せいぜい2~3人程度です。キャッシュレス社会が進展しているため、銀行にお金を下ろしに行く必要も無く、ATMの需要も低いのでしょう。

しかし、私が駐在生活を乗り切れたのは、筑波銀行の「BANKカード」の「預金海外引出サービス」があったからと言っても過言ではありません。このカードで、自分の口座から現地通貨を引出して生活していました。皆さんも海外に出かける機会がありましたら、是非ご利用ください。両替する手間や煩わしさからも開放されます。

しかし、その際に注意していただきたいのが、日本のATMとの手順の違いです。日本では、カードを受取った後に現金を受取り、取引終了となります。一方、中国では、カードより先に現金が出るため、カードを取り忘れてしまう日本人が多いようです。私も失敗した事があります。必ず「カード返却ボタン」を押して、カードの受取をしてください。

最後に一言

中国は、東日本大震災の福島原発の事故の影響で、食品輸入の規制が続いており、茨城県を含む10都県の全ての食品が規制されてきました。昨年、新潟産の米が解禁になりましたが、他の地域の解禁はいつになるのか、とずっと気にしてきました。日本人だけでなく訪日中国人も、10都県産の食品を問題なく食べていますし、もう影響はないと多くの人々は頭ではわかっている筈です。昨年、香港が解禁になったとの報道が出たときは、次は大陸もと思ったものです。しかし、現実には政治の問題もあり、なかなかスムーズにはいかないようです。

今後、茨城県産の食材をもっと多くの中国の方にも味わっていただきたいという思いを胸に、日本へ帰国し、中国の食品輸入規制解禁の日を待ちたいと思います。3年間ありがとうございました。